

(別紙1)

吉野町自然との共生エリア整備支援事業にかかる実施方法

第1 事業計画

事業計画の策定には下記内容に留意するものとする。

- 1 整備をする森林について、共生エリアが次世代に継承されることを目的として名称（エリア名）を付けること。
- 2 事業の目的及び期待される効果を記載すること。
- 3 3箇年の計画であること。また、各年毎に必ず森林の整備に関する活動を行うこと。ただし、一体的な森林整備に繋げるための里道・作業道の改良等の場合はその限りではない。
- 4 自然との共生を目的とした森林整備であること。
- 5 自然との共生とは、森林生態系と人々が長期間に渡って良好な関係性を築くことであり、その方法は第2で定める整備等の方法に沿ったものであり、森林の多面的機能を維持向上させるものであること。ただし、木質の生産に特化した事業計画は当該補助制度の趣旨に沿わないものとする。
- 6 森林の多面的機能とは、生物多様性、防災機能、レクリエーション機能、森林資源生産機能のことである。

第2 実施方法について

実施方法については下記に定めるものとする。

- 1 樹種の転換（以下「更新地」という）を実施するものとする。その方法は、主伐または択伐による樹木の伐採、植栽及び播種または天然更新による造林、更新地の獣害対策による。
- 2 更新地は群状かつ集団的に立木の伐採を行うこと。
- 3 更新地は対象森林のおよそ1割程度実施すること。なお、1ヘクタールを超える森林が対象地の場合は、重点的に林相の転換等を行う区域を明示し、それらの合計が概ね0.1ヘクタール程度となること。
- 4 更新地において植栽・播種を実施する場合は、地域性樹種（原植生を含

む) の苗木もしくは種子を利用すること。また、それらの種子の採取地は原則紀伊半島内によるものとする。

- 5 更新地において天然更新を実施する場合は、獣害防護柵等によって更新地の外縁を囲うこと。
- 6 第1～5項によらない森林整備が特定の生物等にとって有益であることが先行研究や地域内での慣行的な知見に基づき判断出来る場合は可とする。
- 7 天然林においては、森林遷移の予想と根拠が明示され、その遷移が生物多様性等の保全に繋がることから、先行研究や地域内での慣行的な知見に基づき判断出来る場合は定性的な間伐等であっても可とする。